

地方公共団体情報システム標準化の推進に向けた支援強化について（要望）

令和7年6月13日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、基幹業務システムの統一・標準化は、重点的な取組として位置づけられています。この施策は、地方公共団体の人的・財政的負担を軽減し、地域の実情に即した住民サービスの質の向上に注力できる環境を整えるとともに、新たなサービスの迅速な展開を可能にすることを目的として、国の重要な政策として推進されています。

大阪府においても、府内市町村と連携しながら、スマートシティの実現や市町村DXの推進に取り組んでいるところですが、標準化対応に伴い多大な財政的負担が生じており、特に小規模自治体では深刻な課題となっています。

こうした状況を踏まえ、地方公共団体が安心して標準化に取り組み、国策の着実な実現を図るためには、国による財政的支援のさらなる強化が不可欠です。

つきましては、以下のとおり、財政措置の拡充について強く要望いたします。

記

1. 標準準拠システムへの移行及び運用に係る経費に対する財政支援の強化について

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、令和7年度までに標準準拠システムへの移行が求められているが、移行経費及び移行後の運用経費の増嵩が地方公共団体にとって極めて大きな負担となっている。

令和8年度以降も、移行経費については国が責任をもって全額財政措置を講じること。

また、運用経費の増加に対しては、交付税措置だけではなく、ガバメントクラウド利用料を含め、補助金による支援等、直接的な財政措置を講じること。

併せて、ガバメントクラウド以外のクラウドを導入している地方公共団体に対しても、適切な財政措置を講じること。

2. 法改正・標準仕様改定等に伴うシステム改修費用への対応について

今後、法改正や標準仕様書の改定等により、情報システムの改修が必要となることが見込まれる。これに伴う経費について、地方公共団体の責任によらない追加負担が生じる可能性が高くなることから、国が主体的に事業者と調整を行い、改修費用の適正な価格水準を確保するとともに、必要な財政措置を確実に講じること。

令和7年11月11日

総務大臣 林 芳正 様
デジタル大臣 松本 尚 様

大阪府 知事 吉 村 洋 文
大阪府市長会 会長 濱 田 剛 史
大阪府町村長会 会長 藤 原 敏 司